

令和6年6月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料

- 議案第82号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年6月24日(月)

福祉部子ども未来局 保育幼稚園課

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の 制定について 他3議案

1 改正の経緯・概要

国のこども未来戦略の加速化プランにおいて、幼児教育・保育の質の向上を目的として保育施設における保育士等配置基準が見直され、令和6年3月13日付「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」がそれぞれ公布され、令和6年4月1日から施行された。

これに伴い、保育士等の配置基準が改正となるため、同様の内容が規定されている本市の条例の一部を改正する条例を制定する。

2 改正内容

保育士等配置基準を以下のとおり改正する。

年齢区分	現行の配置基準	改正後
3歳児	20人につき、1人 →	15人につき、1人
4歳児・5歳児	30人につき、1人 →	25人につき、1人

1 対象施設

- ・ 保育所型認定こども園
- ・ 幼稚園型認定こども園

2 施行予定日

公布の日

※ 改正後の第4条第2項の規定による子どもの教育及び保育に従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第4条 認定こども園には、園長を置かなければならない。	第4条 (略)
2 認定こども園に置く子どもの教育及び保育に従事する職員(以下「教育・保育従事職員」という。)の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。	2 認定こども園に置く子どもの教育及び保育に従事する職員(以下「教育・保育従事職員」という。)の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
(1) 満4歳以上の子ども おおむね <u>30人</u> につき1人	(1) 満4歳以上の子ども おおむね <u>25人</u> につき1人
(2) 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね <u>20人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね <u>15人</u> につき1人
(3) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね5人につき1人	(3)及び(4) (略)
(4) 満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人	

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 対象施設

- ・ 幼保連携型認定こども園

2 施行予定日

公布の日

※ 改正後の第17条第3項の規定による園児の教育及び保育に直接従事する職員の数については、当該職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(職員の数等)	(職員の数等)
第17条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	第17条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。	3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
(1) 満4歳以上の園児 おおむね <u>30人</u> につき1人	(1) 満4歳以上の園児 おおむね <u>25人</u> につき1人
(2) 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>20人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>15人</u> につき1人
(3) 満1歳以上満3歳に満たない園児 おおむね5人につき1人	(3)及び(4) (略)
(4) 満1歳に満たない園児 おおむね3人につき1人	

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 対象施設

- ・ 地域型保育施設

2 施行予定日

公布の日

※ 改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定による保育士又は保育従事者の数については、これらの者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。	第29条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1)及び(2) (略)
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人	
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」と総称する。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。	第31条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1)及び(2) (略)
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人	
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後
(保育所型事業所内保育事業所の職員)	(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。	第44条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。	2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあっては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1)及び(2) (略)
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人	
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

現行	改正後(案)
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	(小規模型事業所内保育事業所の職員)
第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」と総称する。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第4項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。	第47条 (略)
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1) 乳児 おおむね3人につき1人	(1)及び(2) (略)
(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人	
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人
(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 対象施設

- ・ 保育所

2 施行予定日

公布の日

※ 改正後の第36条第2項の規定による保育士の数については、その配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。	第36条 (略)
2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>20人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>30人</u> につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはい	2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>15人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>25人</u> につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下回ることはい